

加入者の医療保険制度等の認知に関する調査について

株式会社インテージリサーチの報告書より

平成30年3月12日

(1)調査の目的

協会けんぽ加入者を対象に、保険料や現金給付、健診・保健指導、その他協会けんぽの取組、介護保険等に関する認知を把握する。

(2)調査設計

〈調査委託先〉

株式会社インテージリサーチ

〈調査対象者〉

株式会社インテージ保有のインターネットモニターのうち、協会けんぽの加入者(事業主・被保険者・被扶養者)。

〈対象者条件〉

20歳から74歳男女。年代、性別、地域に偏りがないよう、協会けんぽの加入者構成比に準じてサンプル設計。

〈対象者数〉

有効回収数 4,402サンプル

(3)調査手法

インターネット調査

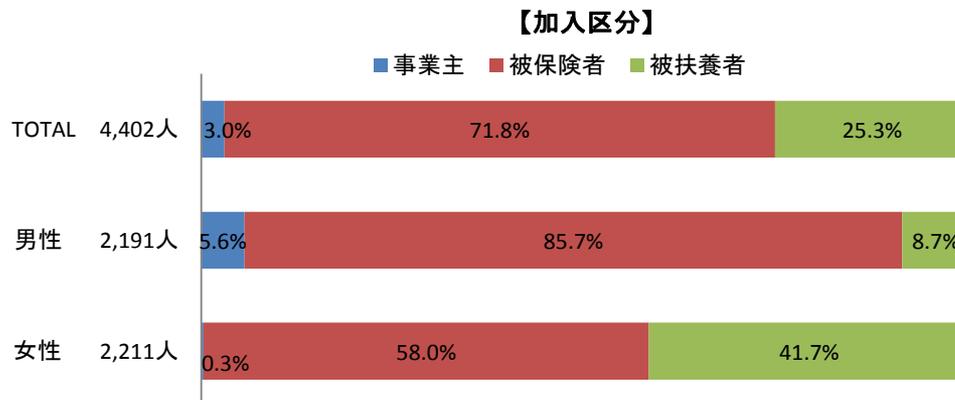
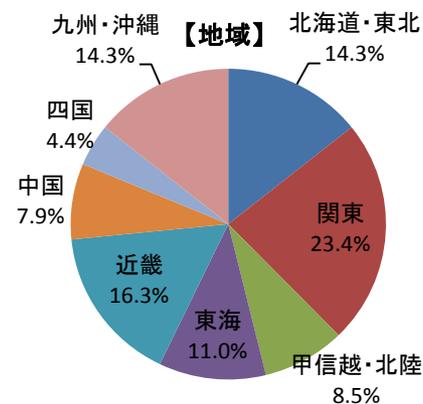
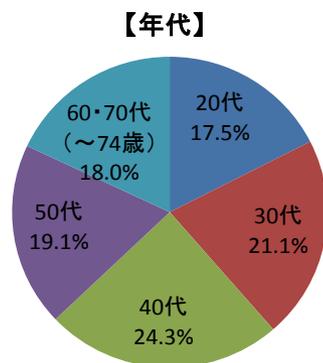
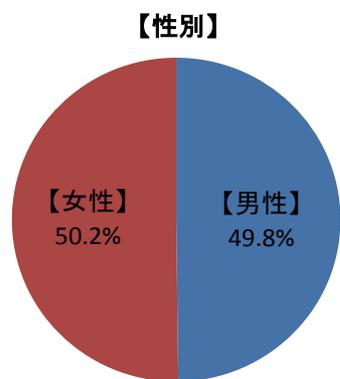
(4)調査実施時期

平成29年11月15日～20日

(5)調査内容

- ①保険料に関する認知
- ②現金給付に関する認知
- ③健診・保健指導に関する認知
- ④協会けんぽの取組等に関する認知
- ⑤介護保険に関する認知
- ⑥情報周知方法について

(6)回答者基本属性



【①保険料に関する認知】

認知率が高い

- 保険料は被保険者と事業主が半分ずつ負担していること

認知率が低い

- 保険料率は支部ごとに異なること
- 加入している支部の保険料率
- 高齢者医療への拠出金について

関連する事業計画・KPI

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87.0%以上にする。

【②現金給付に関する認知】

認知率が高い

- 高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、出産手当金
- 柔道整復施術療養費の要件(単なる肩こり等では医療保険が使えないこと、急性・外傷性の打撲等の場合に限り、医療保険が使えること)(柔道整復施術療養費認知者)

認知率が低い

- 柔道整復施術療養費、あはき療養費、海外療養費
- 傷病手当金と障害年金の併給調整(傷病手当金認知者)

現金給付に関して
わかりにくいと感じること
(現金給付認知者)

「申請に必要な手続きや書類」「給付を受けられる条件」
「いつまでにどこに申請すればいいのか」

関連する事業計画・KPI

- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
 - ・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復術等受診についての正しい知識の普及を図る。
 - ・あはき療養費については、頻回受診・往療料のある者等を中心に加入者に対する文書照会を実施する。
 - KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。
- 限度額適用認定証の利用促進
 - ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
 - KPI: 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を86.5%にする。

【③健診・保健指導に関する認知】

認知率が高い

- 協会けんぽの健診について(ただし認知者でも半数近くは健診を受けたことがない)
- 健診を毎年受診すれば経年的な健康状態の変化を確認することができること
- 被保険者の健診結果は一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと

認知率が低い

- 事業者健診データを協会けんぽが取得した場合、協会けんぽの健診に代替できること
- インターネットで生活習慣病予防健診の申込サービスを提供していること

健診に関して
わかりにくいと感じること

健診にかかる費用負担はどのようになっているか

関連する事業計画・KPI

- ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
- データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
 - ・特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
 - ・被保険者については生活習慣病予防健診の効果的な広報、事業者健診データ取得のための委託や健診機関との連携を行う。被扶養者については、効果的な広報を行う他に、各地での集団健診を計画実施し、オプション健診やがん検診との同時実施を行う。
 - ・保健指導の受診勧奨対策として、支部直営と外部委託で特定保健指導を実施する。特に平成30年度からの制度改正を契機とし、健診機関には「健診当日に初回面談の分割実施」を働きかける。

【④協会けんぽの取組等に関する認知 ⑤介護保険に関する認知】

認知率が高い

- ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認知した薬であること
- 先発医薬品と比べ5割程度薬代が安くなること
- 年1回医療費のお知らせ(医療費通知)を送付していること
- 介護サービスを受けるには要介護認定を受ける必要があること
- 40才以上の方は介護保険料を負担する必要があること

認知率が低い

- ジェネリック医薬品の使用割合は支部ごとに地域差があること
- ジェネリック医薬品軽減額通知の効果額は類計で870億円に達していること
- 確定申告で医療費通知を領収書代わりに使用できること
- 健康宣言をした事業主が従業員とその家族の健康づくりを進めていること
- 職場で健康宣言をしているかどうか
- インセンティブ制度について
- 協会けんぽの介護保険料率は全支部同一であること及び保険料率

関連する事業計画・KPI

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - KPI: 協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合を78.0%とする。
- インセンティブ制度の本格導入
 - ・平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行っていく。
- 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ
 - KPI: 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を79.8%以上とする。
- 健康経営(コラボヘルスの推進)
 - ・支部と行政機関及び経済団体等が連携し加入事業所の健康経営を支援する。
 - ・従業員の健康づくりへの支援等を継続的かつ積極的に取り組む旨の「健康宣言」を募集する。
 - ・行政機関及び経済関係団体等との連携により健康経営セミナーを開催し、健康経営に係る意識醸成を行う。

調査結果まとめ

- 5つの分野ごとの平均認知率を見ると、①保険料は30.0%、②現金給付は47.0%、③健診・保健指導は20.3%、④協会けんぽの取組等は23.2%、⑤介護保険は39.5%となっている。
- 属性別に見ると、総じて事業主の方が被保険者・被扶養者に比べて認知率が高く、特に、医療保険制度の詳細や手続きに関する項目でその傾向が強く見られる。
- その他
 - ・任意継続被保険者制度の認知率は5割弱程度あるが、任意継続の要件等に関する事項の認知率は2～3割。
 - ・業務災害や通勤災害は医療保険ではなく労災保険になることの認知率は4割弱、また、第三者行為により医療機関を受診したときは第三者行為による傷病届の提出が必要なことは1割強。
 - ・申請書のマイナンバー記入欄のことや情報連携が開始されたことの認知率は3割を超えているが、マイナンバーの記入により添付書類が省略できることの認知率は2割に満たない。

【⑥情報周知状況】では、職場で十分に情報が周知されていないケースが多く見られ、「情報を得やすい発信手段」の質問には「協会けんぽのホームページ」をあげる傾向が見られたが「わからない」と答えた割合が最も高かった。

関連する事業計画・KPI

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- ・これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

■KPI:①広報活動における加入者理解度の平均について対前年度以上とする。

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.5%以上とする。